

**中小企業ブーストアップ補助金**  
**「よくあるご質問」 (R8.4.15更新)**

項目	質問	回答
1	全般 この補助金の趣旨は？	物価高騰下において、中小企業者が継続的な賃上げを行える環境を整備するため、生産性向上に向けた設備投資を行う市内中小企業者を支援するものです。
2	全般 採択率は？	受付は先着順で、予算が上限に達し次第受付を終了します。 審議会等での採点による審査は行いませんので、要件を満たすと判断したものから、順番に交付決定を行います。
3	全般 一度、エントリー段階で対象外と判断された。再エントリーは可能か？	再エントリー可能です。 ただし、一度補助金の交付決定を受けた事業者が、新たにエントリーすることはできません。また、再エントリーの時点で予算が上限に達していた場合には、再エントリーはできません。
4	全般 「対象事業の完了」とは、どのような状態のことか？	生産性向上の取組に係る設備について、納品及び設置までを完了し、全ての対象経費を支払い終えた状態をいいます。 【令和9年2月26日(金)】までに全て完了し、同期限で市に事業完了報告を提出する必要があります。
5	全般 生産性向上や賃上げ向上の目標が未達成の場合はどうなるのか？	この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」推奨事業メニューである「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」を活用した事業であり、補助金の交付後に市から後追い調査等を行うことがあります。 目標が未達成であることを理由に補助金の返還請求をすることなどは想定しておりませんが、可能な限り目標達成に努めてください。
6	全般 補助金は請求してからどのくらいの期間で振り込まれるか？	書類不備等がなければ、請求日から概ね1か月で補助金を交付します。
7	対象事業 労働生産性の向上とはなにか？	市内事業所で営む既存の事業活動において、労働投入量から得られる製品（サービス）の比率である労働生産性を向上させることをいいます。 労働生産性＝製品・サービスの成果量（アウトプット）／労働投入量（インプット）
8	対象事業 老朽化した設備を更新したい。対象か？	新たな機種に更新することで、作業時間や効率が向上する場合には、対象となる可能性があります。 単なる省エネ目的のものや、カタログスペック同士の比較においても客観的に生産性向上が見込めないものについては、対象となりません。
9	対象事業 新たな事業を始めるため、設備を購入したい。対象か？	本補助金は、市内事業所における既存事業の労働生産性を向上させ、ボトルネックとなっている課題を解決することを目的としているため、新たな事業展開や業態の転換に必要な設備投資は対象となりません。
10	対象事業 店舗の改装工事をしたい。対象か？	改装工事・内装工事のみの取組は対象となりません。
11	対象事業 店舗を追加出店するのに設備が必要だが、対象か？	事業所の追加に伴って必要となる設備投資は対象となりません。 既存の事業所において生産性を向上させる設備投資が対象事業です。
12	対象事業 広い店舗に移転するため新しい設備も必要だが、対象か？	事業所の移転・拡張に伴って必要となる設備投資は対象となりません。 既存の事業所において生産性を向上させる設備投資が対象事業です。
13	対象事業 大型の収納具などを置いて職場環境を改善する。対象か？	単なる整理整頓による職場環境の改善等は、本補助金における生産性向上とはいえませんが、対象となりません。
14	対象事業 顧客への製品説明用に、ポータブルデモ機を購入したい。対象か？	その機器自体の機能によって、申請者の事業活動において生じる課題を解決するものではなく、本補助金における生産性向上とはいえませんが、対象となりません。

**中小企業ブーストアップ補助金**  
**「よくあるご質問」 (R8.4.15更新)**

項目	質問	回答
15 対象事業	先端設備導入計画の認定による税制優遇制度との併用は可能か。	可能です。先端設備導入計画については、別途要件等を確認の上、設備導入前に申請を行ってください。  (参考/吹田市ホームページ) <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018028/1018029/1021243/1011721.html">https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018028/1018029/1021243/1011721.html</a>
16 対象事業	国の補助金の自己負担分に充ててもよいか？	国や府等、他の補助金の対象となっている取組は対象となりません。 他の補助金と明確に事業・経費を区分できる設備投資を予定されている場合は、対象になる可能性があります。
17 対象者	中小企業基本法に基づく中小企業者とは？	製造業、建設業、運輸業、その他：資本金3億円以下または従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下 サービス業：資本金5,000万円以下または従業員100人以下 小売業：資本金5,000万円以下または従業員50人以下
18 対象者	みなし大企業とは？	実質的に大企業が経営に参画している会社をいいます。 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている
19 対象者	社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、財団法人は対象か？	これら法人は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、対象となりません。  [参考/中小企業庁ホームページ] <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html">https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html</a>
20 対象者	主たる事業所を有するとは？	【法人の場合】 吹田市内の事業所が法人登記簿に記載されている本店であり、吹田市に法人市民税を納付している  【個人事業主の場合】 屋号登録など、代表者が本拠地と位置付けて現に事業活動を行っている事業所であって、開業届や確定申告書等によってその事実が確認できる
21 対象者	法人で、本店登記は吹田市にあり、店舗は市外にある。対象か？	吹田市で法人市民税を納付していることで市内の事業実態を確認できる場合は、対象者に該当します。 ただし、設備を吹田市外の店舗等に設置する場合は、対象となりません。
22 対象者	法人で、本店登記は市外にあり、支店が吹田市にある。対象か？	対象となりません。
23 対象者	吹田市に移転したばかりで、法人市民税を納付していない。対象か？	吹田市での法人市民税が納期未到来であっても、吹田市へ法人異動届書を提出し、本市が法人市民税の納税地となっている場合は対象者に該当します。 なお、補助金交付申請時の納税証明書の提出は不要です。
24 対象者	個人事業主で、住民票は吹田市外にある。対象か？	居住地が吹田市外であっても、主たる事業所が吹田市内に所在する個人事業主は対象者に該当します。
25 対象者	個人事業主で、市内と市外に複数店舗がある。対象か？	吹田市内の店舗が本拠地であると客観的に確認できる場合は対象者に該当します。 ただし、自宅を吹田市内、実店舗や事務所等を吹田市外にのみ有しており、吹田市内における事業活動の実態が確認できない場合は、対象となりません。
26 対象者	個人事業主で、他の従業員はいない。対象外か？賃上げの考え方は？	従業員のいない個人事業主も、この補助金の対象者に該当します。 「賃上げ」の目標については、今後の従業員雇用なども視野に、目標を設定してください。なお、目標値の高低が審査に影響を及ぼすことはありません。

**中小企業ブーストアップ補助金**  
**「よくあるご質問」 (R8.4.15更新)**

項目	質問	回答
27	対象者 創業5年目だが、昨年に吹田市に移転してきた。対象か？	会社の設立または個人事業の開業から1年以上経過しており、かつ、申請時点で吹田市内に主たる事業所を有する場合は、対象者に該当します。
28	対象者 市民税を分納している。対象か？	分納の期限到来分を期限内に納付している場合は、対象者に該当します。 ただし、市民税を分納している場合は、補助金交付申請時に加えて、補助金交付請求時にも納付の確認を行います。
29	対象者 過去に吹田市から他の補助金の交付を受けたことがある。対象か？	過去に吹田市から他の補助金交付を受けたことがある方も、この補助金の対象者に該当します。
30	対象経費 パソコンは対象か？	汎用性があり、補助対象事業の目的外使用となりえるため、対象となりません。 ただし、ソフトウェアの購入に伴って、一体不可分であって、他の市販品との代替が不可能と認められる場合は、対象となる可能性があります。
31	対象経費 会議室用に大きいモニターを購入したい。対象か？	汎用性があり、補助対象事業の目的外使用となりえるため、対象となりません。
32	対象経費 車両やデリバリー用のバイクを購入したい。対象か？	公道を走行することができる車両は、汎用性があり、補助対象事業の目的外使用となりえるため、対象となりません。
33	対象経費 省エネのエアコンを購入したい。対象か？	汎用性があり、補助対象事業の目的外使用となりえるため、対象となりません。
34	対象経費 リース契約による購入は対象か？	期間終了後の所有権移転を前提としたファイナンスリースの場合は対象となります。 反対に、実質的に単なる賃借であるオペレーティングリースの場合は、購入ではなく継続費用に該当するため、対象となりません。 また、リース契約の場合は、契約総額ではなく、対象事業完了報告【令和9年2月26日(金)】までに支払いを終えた月額リース料の金額のみが対象経費となります。
35	対象経費 顧客へのレンタル品を購入したい。対象か？	顧客に提供する商品（レンタル品を含む）そのものは、対象となりません。
36	対象経費 中古品は対象か？	既存設備と比較して生産性が向上すると認められる場合には、対象となる可能性があります。 ただし、この補助金の対象となった設備には処分制限期間を設けており、一定期間は処分しないよう定めているため、可能な限り新品の購入を推奨します。
37	対象経費 部材を買い集め、自ら製作した設備は対象か？	申請者自らが製作した設備は、設備の購入費用ではなく実質的に単なる材料費と認められるため、対象となりません。 ただし、完全なオーダーメイド品の製作を外部に依頼・発注し、納品を受ける場合の設備購入費用は、対象経費に該当します。
38	対象経費 昨年度に購入した設備は対象か？	補助金の交付決定を受けた後に発注・契約した設備のみが補助対象となります。 補助金交付決定前に発注したものは対象となりませんので、ご注意ください。

**中小企業ブーストアップ補助金**  
**「よくあるご質問」(R8.4.15更新)**

項目	質問	回答
39	対象経費 設備更新の場合、新設備のスペックなどに制限はあるか？	工業会の証明等により、設備の性能を担保する必要はありません。 既存の設備から新たな設備に置き換えることで、どのような作業効率改善を図ることができるか、カタログスペックをベースに既存の事業活動に落とし込んでください。
40	対象経費 設備稼働に要する消耗品も併せて購入したい。対象か？	消耗品を含む予備品等の購入は、対象となりません。
41	対象経費 設備の納品・支払いが間に合わない場合はどうなるか？	対象事業完了報告期限【令和9年2月26日(金)】までに設備の納品・支払いが間に合わない場合、補助金の交付決定は取消しとなります。 補助金交付決定後は、すみやかに対象事業を実施してください。
42	対象経費 設備資金の融資を活用して購入したい。対象か。	設備購入に係る資金調達方法(融資、自己資金等)について、要件はありません。 ただし、他の団体からの補助金を併用する事業は対象となりません。
43	手続 エントリー受付からどのくらいの期間でOK/NGの連絡があるか？	エントリーは、募集要項に記載されている書類が揃った時点で受付完了とします。 結果の連絡は、2週間～1か月程度を想定しております。
44	手続 窓口にエントリーシートを持参してよいか？	メールでの受付のみとなります。窓口では受理できません。
45	手続 設備がカスタマイズ品であるためカタログがない。代替は？	仕様書など、機器の性能を示す書類をメーカーから取り寄せてください。
46	手続 複数者からの見積書が徴取できない場合は？	購入したい設備を取り扱う事業者が限定的である場合など、見積り合わせができない理由を記載してください。
47	手続 直近の確定申告書とは、令和6年分か令和7年分のいずれか？	税務署に確定申告書を提出し、受理されている年度の直近を提出してください。
48	手続 開業届出書の控えを紛失してしまった。代替は？	1年以上の事業実績を確認する必要があるため、その事実が確認できる書類を提出してください。 他に何もお持ちでない場合は、税務署の閲覧サービス等を活用して開業届出書を用紙した上で、提出してください。
49	手続 個人事業主で、居住地が吹田市外。納税証明書はどこで取得するか？	居住する市町村で、直近の市町村民税納税証明書を取得してください。
50	手続 事業所が自宅を兼ねている。事業所の外観写真とは？	集合住宅の場合は、事業所に使用している個室の玄関先を撮影してください。 表札付近に看板等を掲げている場合は、映るように撮影してください。
51	手続 交付決定通知書を受け取ったが、この後はどうすればよいか？	補助対象事業(設備の発注、設置、納入調整、経費の支払等)を実施してください。 対象事業が完了したら、【令和9年2月26日(金)】までに事業完了報告書を提出してください。
52	手続 交付決定を受けた後に、設備投資額が変更になった。手続は？	交付決定時よりも金額が下がった場合には、変更交付申請は不要です。対象事業完了報告を受け、最終的な金額に対して3分の2を乗じた額(千円未満切捨て)で補助金額を確定します。 なお、交付決定時よりも金額が上がった場合であっても、原則として交付決定時の金額が補助上限額となります。その場合も、事業完了報告前の手続は不要です。
53	手続 ソフトウェアを導入したいが、設備設置場所の写真とは？	ソフトウェアをインストールする予定のパソコン等画面の中で、既存のアプリケーション一覧とソフトウェア購入後のアプリケーション一覧が比較できる部分の写真を撮影してください。